件名:海外在留邦人等向けワクチン接種事業(空港におけるワクチン接種事業 の延長及び運用変更の周知)

(ポイント)

●1月31日(月)からは、羽田空港のみで、週3回(月、木、土)ファイザー製ワクチン接種を実施。

(注:1月30日(日)までは成田空港においても接種可能)

●アストラゼネカ製ワクチン接種は羽田空港のみで週1回(木)のみ実施。

(本文)

海外在留邦人等を対象とした新型コロナ・ワクチン接種事業については、1月24日までの予約が可能となっておりますが、運用を変更の上、期間を延長することとしました。この運用変更に伴い、1月31日(月)からは、羽田空港において、週3回(月、木、土)、ファイザー製ワクチンの接種を実施します。また、アストラゼネカ製ワクチンの接種についても、同空港において、週1回(木)実施します。

本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で、 特設サイトを通じて予約をお願いします。

なお、現在のところ本事業は、1回目・2回目の接種を対象としており、3回目の接種は受けられませんのでご注意下さい。

特設サイトへのリンクは、外務省海外安全HP

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html に掲載されておりますので、そちらを御確認ください。

- 2. 現行の事業の詳細は、外務省の以下のホームページをご参照ください。 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html
- 3. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御 一報願います。

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入 国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考:ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト http://www.mpps.gob.ve/index.php

参考:厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館 電話: (+58)-212-262-3435 FAX: (+58)-212-262-3484 ホームページ: http://www.ve.emb-japan.go.jp